

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年2月19日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査（学校））

2 監査等の対象

(1) 小学校

茅ヶ崎市立	鶴嶺	小学校
同	松林	小学校
同	松浪	小学校
同	浜須賀	小学校
同	鶴が台	小学校
同	小和田	小学校
同	今宿	小学校
同	室田	小学校
同	浜之郷	小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立	第一	中学校
同	鶴嶺	中学校
同	西浜	中学校
同	梅田	中学校
同	北陽	中学校
同	赤羽根	中学校
同	萩園	中学校

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査（学校）の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

この監査は、令和元年度の再配当予算の執行及び令和２年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

なお、薬品の管理に関する事務、消耗品の管理に関する事務、備品の管理に関する事務、施設の管理に関する事務の監査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑みて中止しました。

5 監査等の日程

令和３年２月１０日（水）

6 監査等の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。各学校の監査結果は次のとおりです。

(1) 小学校

ア 鶴嶺小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 松林小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 松浪小学校

学校管理費の消耗品費で支出負担行為書起票番号１０８に添付されている「パナソニック蛍光灯 ランチルーム用」外１件の見積書について、宛名の誤りがありました。

エ 浜須賀小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

オ 鶴が台小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

カ 小和田小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

キ 今宿小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ク 室田小学校

(ア) 学校管理費の消耗品費で支出負担行為書起票番号 138 の「シストレー A4 外 事務用」外 1 件は、支出負担行為書の検収日が納品日と異なった日付で記入されていました。

(イ) 学校管理費の消耗品費で令和 2 年 2 月 28 日に起票された支出負担行為書起票番号 183 の「第 4・四半期共通購入物品管理用」は、支出負担行為書に検収日の記入がされていませんでした。

ケ 浜之郷小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 第一中学校

学校管理費の消耗品費で令和 2 年 2 月 4 日に起票された支出負担行為書起票番号 124 に添付されている「封筒 事務用」の見積書について、宛名の誤りがありました。

イ 鶴嶺中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 西浜中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 梅田中学校

(イ) 学校管理費の修繕料で令和元年 9 月 2 日に起票された支出負担行為書起票番号 7 に添付されている「自転車
車輪修理 管理用」の見積書について、宛名の誤りがありました。

(ロ) 学校管理費の消耗品費で支出負担行為書起票番号 1 の「保健用 中学保健ニュース ほか」外 5 件は、支出負担行為書の起案日、決裁日、検収日等の年を「平成 31 年」または「令和元年」とすべきところ、「令和 2 年」で作成していました。

オ 北陽中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

カ 赤羽根中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

キ 萩園中学校

学校管理費の備品購入費から報償費への流用について、流用元及び流用先の予算額更正書が綴られていませんでした。